

## 補助第83号線（十条Ⅲ期）事業概要・測量説明会 開催状況報告

### ◆説明会概要

「補助第83号線（十条Ⅲ期）の事業概要及び測量説明会」を令和5年7月14日(金)、15日（土）の2日間、十条小学校体育館（北区中十条三丁目1-6）で開催しました。

開催日時	参加者数
令和5年7月14日（金）19:00～20:30	34名
令和5年7月15日（土）13:30～15:00	36名

計70名

### ◆主な意見

【事業スケジュールに関すること】

Q1 道路整備はいつ頃になるか 事業全体のスケジュールを教えてください

A1

- ・現況測量や用地測量を実施した後、令和7年度を目途に事業認可を取得していく予定です。その後、用地等の補償に関する説明会を行い、概ね10年を目途に工事着手したいと考えています。

Q2 移転・用地引渡しの時期はいつ頃か

A2

- ・事業認可の後、用地説明会を実施し、用地補償や移転の説明を行います。その後に各お宅の物件調査を実施し、個別に移転・補償等の折衝をさせていただきます。物件調査や折衝は早ければ令和7年度（2025年度）頃から開始したいと考えています。

【事業及び都市計画に関すること】

Q3 事業認可に併せた、用途地域の見直しや地区計画の設定、建築基準法第42条第1項第4号の道路指定は北区と連携して速やかに行うということでもいいか

A3

- ・地区計画等の設定は、今後地元区で検討の予定と聞いています。また、建築基準法第42条第1項第4号の道路指定は、今後、区と調整していきます。

Q4 都市計画道路の整備により、陸の孤島になってしまう地域が出るのではないかと

A4

- ・補助83号線と沿道との出入りや横断について、中央分離帯を設置しない暫定平面での整備を予定していることから、支障にはならないのではないかと考えています。

Q5 環状七号線との交差点部は83号線を整備することで交通量が増え、使いにくくなるのではないかと

A5

- ・環状7号線との交差点については、暫定平面での交差点改良となるため、使いやすくなるよう関係機関と調整していきたいと考えています。

Q6 擁壁を設けて土留めを行うにあたり、土砂災害のリスクが心配

A6

- ・土留め擁壁は、基準に則り整備を行っていきます。

Q7 道路拡張による、騒音等や安全性の低下が懸念される

A7

- ・補助第83号線の整備により、現道幅員が20m（環七交差点部は30m）に拡幅されるため、騒音源である車道から沿道宅地までの距離が遠くなり、振動・騒音は低減されると考えています。併せて低騒音舗装等の騒音対策も行っています。

【参考】

- ・安全対策については、歩車道の横断抑止柵の設置や自転車道の設置等の道路交通の安全対策を実施して参ります。

Q8 本事業で立体交差はしないということで良いか

A8

- ・暫定平面交差として整備を行う予定です。今後の交通量より立体交差が必要な可能性もあるため、都市計画としては残しています。

Q9 都市計画道路の拡幅により影響のある生活道路は、行き来できる形で決まっているのか。決定していない場合、どの時点で住民の意見を聴くのか

A9

- ・提示した案は決定しているものではなく、一つの案として提案させていただきました。生活道路の盤下げを行う場合、周辺の宅地に影響も出てくることから、今秋に別途、沿道の方々に説明及び意見をお聞きする機会を設けたいと考えています。

Q10 本区間の現在の交通量と将来交通量を教えてほしい

A10

- 補助第83号線環七交差点付近の現況交通量：約6,900台/日（R3調査時点） 補助第83号線環七交差点付近の将来交通量：約9,300台/日（平面整備を想定）となっています。

Q11 本区間には埋蔵文化財はあるのか

A11

- 本区間の一部が埋蔵文化財の包蔵地となっているため、今後試掘を行う予定です。試掘の結果によっては調査する可能性があります。

Q12 高低差処理の対応策は、都市計画道路内でできるだけ解消するよう工夫した上で外側の住宅地まで影響を及ぼすということか

A12

- 現在の都道は、現況の高さで環七交差点や沿道宅地にすりついていますので、基本的には都市計画道路の高さは変えられないと考えています。  
また、将来の立体交差化を考慮した場合、都市計画道路の高さを上げてしまうと、縦断勾配の関係から本線と側道がすりつかない問題が生じます。  
このことから、都市計画線の中だけでは対応できないため、西側沿道宅地を含めた高低差処理案について、皆様のご意見をお聞きしながら検討していきたいと考えています。

Q13 最も高低差が激しい八幡山公園付近はどのように高低差処理していくのか

A13

- 高低差処理の方法については、今後、影響がある範囲の方を対象に説明させていただき、意見交換を行いながら進めていきたいと考えています。

Q14 都市計画道路整備に伴いなくなってしまう生活道路は将来どうなってしまうのか。緊急車両等のアクセスは変わってしまうのか。

A14

- 生活道路を都市計画道路にすりつけ、緊急車両等のアクセスを確保する整備方法を説明させていただきました。しかしながら、西側沿道に対して高低差処理の影響があることから、あらためて説明会を開催し、皆様方と意見交換を行っていきたいと考えています。

【測量に関すること】

Q15 現況測量に立会い等は必要か。また、必要な場合に事前に連絡をもらえるのか

A15

- 現況測量についての立会いは不要です。測量作業の内容によっては敷地内に立ち入らせて

いただくことがあります。その際は事前に連絡をさせていただき、了承を得た上で作業を行います。

【補償に関すること】

Q16 家の建て直しや、あるいは引っ越し、仮住まいなどの費用は都から全面的に負担してもらえるのか

A16

- 建替えや仮住まいの費用については基本的には補償対象にはなりません。用地説明会で補償項目については説明を行う予定です。

Q17 高低差を処理するための盤下げに対して、補償はどうなるのか

A17

- 盤下げを行う場合の補償は手法により様々なケースがあり、例として盤下げを行う場合には換地的な手法を用いる方法があります。高低差法理の方法とあわせて、今秋に別途説明する場を設けさせていただきます。

【その他】

Q18 建設局とはどのような関わり方をしているか。相談はどこに行えば良いのか

A18

- 当区間について、建設局と協議の上、沿道を含めたまちづくりを担当している都市整備局が整備を行います。